

# 仕様書（案）

## 1 目的

この仕様書は、小金井市（以下「市」という。）が委託する「のびゆくこどもプラン 小金井（第2期小金井市子ども・子育て支援事業計画）」（以下「現計画」という。）のニーズ調査等に関する業務を受託者が適切に遂行するため、必要な事項を定めることを目的とする。

## 2 経過および概要

現計画は市における子どもと子育て家庭を支援するための施策に関する総合的な計画であるが、令和6年度に終期を迎えるため、令和7年度以降については新計画を策定することとなる。その新計画の資料を作成するにあたり、市民の子育て支援に関する生活実態や要望等を把握する必要があるため、専門的な知見が必要となるため、ニーズ調査等に関する業務を委託する。

なお、新計画は、国及び都の動向等も踏まえ、市の最上位計画である第5次小金井市基本構想・前期基本計画の下、現計画の対象範囲を踏襲し、子どもの意見を反映しつつ、子どもと子育て家庭に関する総合的な計画とするとともに、市町村子ども・子育て支援事業計画、次世代育成支援地域行動計画、母子保健計画、子どもの貧困対策計画、子どもの権利に関する推進計画の位置付けをも併せ持つ計画とする。

### 3-1 内容（令和5年度分）

現計画の進捗状況の分析及び国・都、他の自治体の動向を踏まえながら、ニーズ調査の方針決定、設計、実施及び集計分析等にあたっての支援を行い、その調査結果をまとめる。また、ニーズ調査結果及び各種行政資料等を基に、市と協議のうえ、教育・保育、地域子育て支援事業の「量の見込み」及び「確保方策」の方向性の検討を行う。

#### (1) ニーズ調査

##### ア 調査対象及び標本数

(ア) 就学前の児童を持つ保護者	2, 000世帯程度
(イ) 小学校就学児童を持つ保護者	1, 500世帯程度
(ウ) 中学校・高校生年代の青少年	1, 250世帯程度
(エ) 中学校・高校生年代の青少年の保護者	1, 250世帯程度
(オ) ひとり親家庭の保護者	500世帯程度

##### イ 標本数について

標本数は現在の想定であり、国及び都の動向を見極め協議のうえ、変更する可能性あり。平成30年度と同調査における回収率は47.5%となっている。

##### ウ 調査方法

調査対象（ア）～（オ）ごとの調査票（発送用及び返信用封筒及び調査対象者全員に送付するお礼状兼未提出の場合の送付依頼葉書を含む。）を作成し、郵送により

配布・回収する。その際の郵便料は、市が負担する。また、インターネットによる回答にも対応できるようにする（1名ずつ回答用のID、パスワード付与。）。調査票は（ア）、（イ）については、国の基本指針やモデル調査票を基に、市独自の設問を加え、（ウ）、（エ）については現計画で実施した調査を基に、現在の課題や社会的変化を踏まえて新たに設計する。（オ）については新規のため、現在の課題や社会的変化を踏まえて新たに設計する。調査票は、小金井市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）の議論も踏まえて決定するが、受託者は調査票案設計に当たっての助言、アドバイス、情報提供、調査票案の提案等を行う。

#### エ 調査対象の抽出方法等

調査における対象者の抽出・宛名ラベルの作成・ラベルシール貼り及び投函等個人情報に係る部分並びにニーズ調査回答分の受領は市が行い、調査に係るそれ以外のものは、受託者が措置するものとする。市と受託者間のニーズ調査回答分の授受については、受託者が来庁し授受を行い、受託者で用意する受領証を市に交付するものとする。

#### オ ニーズ調査開始時期

令和5年10月から12月を想定する。調査期間はニーズ調査表発送から概ね1か月とする。

#### （2） 子ども・子育て会議の支援

子ども・子育て会議（3回程度の開催予定）の開催にあたり、資料作成、必要な助言、会議運営支援を行う。当日は担当者が子ども・子育て会議へ出席し、必要な対応を行うとともに、審議結果をその後の作業に反映させること。

#### （3） 「量の見込み」及び「確保方策」の方向性の検討について

ニーズ調査等の調査結果を基に、各種事業の「量の見込み」を推計する。また、推計結果に、市の資料等から把握するサービス提供状況や見込量、各種行政資料等を基に、設定区域を検討するとともに、各種事業の「確保の内容」及び「実施時期」の方向性の検討を行う。

#### （4） その他

ニーズ調査等を基に第3期子ども・子育て事業計画の素案を作成するため、子ども・子育て支援新制度及び子育て支援関係に精通している業務担当者（業務責任者を含む。）を2名以上配置し、常に連携・連絡を取れる体制を整えること。

### 3-2 内容（令和6年度分）

#### （1） 現状の分析と課題の整理

ニーズ調査結果及び現計画の進捗状況や取組への評価等を整理、分析し、その内容に基づき課題を抽出する。

#### （2） 子ども・子育て会議等の支援

子ども・子育て会議（12回、部会6回の合計18回程度の開催予定）、庁内関係各課で構成する連絡調整会議（6回程度開催予定。以下「連絡調整会議」という。）

の開催にあたり、資料作成、必要な助言、会議運営支援を行うこと。子ども・子育て会議の当日はオブザーバーとして出席し、必要な対応を行うとともに、審議結果をその後の作業に反映させること。また、子ども関係団体等へのヒアリング、ワークショップ、市民説明会等の開催があった場合には、原則出席すること。

(3) 「量の見込み」及び「確保方策」の方向性の検討について

ニーズ調査等の調査結果を基に、各種事業の「量の見込み」を推計すること。また、推計結果に、市の資料等から把握するサービス提供状況や見込量、子ども・子育て会議の審議経過等を基に設定区域を検討するとともに、計画における各種事業の「確保の内容」及び「実施時期」の設定を支援すること。

(4) 新計画の策定支援

現計画の進捗状況、ニーズ調査結果、子ども・子育て支援法に関する国の指針等、国及び都の動向、子ども・子育て会議、連絡調整会議の調査内容等を十分踏まえながら、新計画案を策定する。

(5) パブリックコメントの実施支援

新計画案に関して実施するパブリックコメントについて、意見に対する対応策の助言等の支援を行うこと。なお、上記項目以外に、必要と認められる業務が生じた場合には、市と協議の上、受託者は柔軟・誠実に対応すること。

(6) 子どもへの意見聴取の実施支援

新計画の策定に当たり、子どもへの意見聴取を実施すること。なお、その他に必要と認められる業務が生じた場合には、市と協議の上、受託者は柔軟・誠実に対応すること。

(7) その他

子ども・子育て支援新制度及び子育て支援関係に精通している業務担当者（業務責任者を含む。）を2名以上配置し、常に連携・連絡を取れる体制を整えること。

4-1 成果品（令和5年度分）

受託者は、令和6年3月31日までに次の成果品を提出し、承認を得なければならない。なお、成果品は市に帰属するものとする。成果品に使用する用紙は、いずれも古紙の配合をしているものとし、印刷にあたっては植物性インキを使用すること。

(1) ニーズ調査結果報告書（A4版1色170ページ程度100部）

(2) ニーズ調査結果報告書概要版（A4版1色20ページ500部）

(3) ニーズ調査結果報告書及び概要版関係電子データ（PDFファイルデータ一式及びワード・エクセルデータ）

4-2 成果品（令和6年度分）

受託者は、令和7年3月31日までに次の成果品を提出し、承認を得なければならない。なお、成果品は市に帰属するものとする。成果品に使用する用紙は、いずれも古紙の配合をしているものとし、印刷にあたっては植物性インキを使用すること。

(1) 計画書（A4版4色120ページ程度500部）

(2) 計画書ダイジェスト版 (A4版2色8ページ1, 000部)

(3) 計画書及びダイジェスト版関係電子データ (PDFファイルデータ一式及びワード・エクセルデータ)

#### 5 秘密の保持

受託者は、委託された業務に伴い知り得た個人情報の保護に万全を期すものとし、業務遂行上知り得た情報について当該業務遂行以外に用いてはならない。

#### 6 受託者以外への提供の禁止

受託者は、委託された業務に伴い知り得た個人情報を、それが秘密と考えられるものであるか否か、またその目的を問わず第三者に提供することを禁止する。

#### 7 事故発生時の報告義務

受託者は、個人情報について紛失、き損、改ざん、漏えい等の事故が発生したときは、遅滞なく市に報告し、市の指示を受けなければならない。

#### 8 実施機関の検査に応じる義務

市は、個人情報を保護するため必要があると認めるときは、市の職員を立ち合わせ、業務について調査し、又は受託者に履行状況の報告を求めることができる。

#### 9 提供資料等の返還・廃棄・消去

受託者は、業務に関する個人情報について、保管の必要がなくなった時点で速やかに返還、廃棄又は消去しなければならない。

#### 10 情報の管理方法

データの取り扱いに当たっては、データの保護管理体制について適正な管理を行い、個人情報の滅失、き損等の事故を防止しなければならない。

#### 11 遵守事項

受託者は、仕様書に明記がない場合であっても、法令・条例の趣旨に照らし必要と認められる業務は、市と協議の上、誠実に履行するものとする。

#### 12 その他

業務を遂行する上で疑義が生じたときは、協議する。